

# 指定管理業務点検・評価シート

平成 23 年 9 月 22 日

施設名	県立障害者体育センター	所在地	鳥取市湖山町西3丁目113-2
施設所管課名	障がい福祉課	連絡先	0857-26-7193
指定管理者名	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	指定期間	平成21年度～平成25年度

## 1 施設の概要

設置目的	障害者の体育活動等を推進する。
設置年月日	昭和52年10月13日
施設内容	○敷地面積：7,854.62㎡ ○延床面積：992.65㎡ ○施設内容：体育室（バスケットボール1面）、男女ロッカー・シャワー室、事務室、器具庫（小・大）
利用料金	別紙1のとおり
開館時間	午前9時～午後9時
休館日	①毎週月曜日（ただし、その日が休日にあたるときは、その直後の木曜日とする） ②毎月第3火曜日（ただし、その日が休日にあたるときは、その直後の火曜日とする） ③12月29日～1月3日

## 2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	・障害者体育センターの施設整備の維持管理に関する業務（保守管理、修繕、清掃、保安警備等） ・障害者体育センターの利用の許可、利用料の徴収等に関する業務 ・その他施設の管理運営に必要な業務（利用受付、案内、備品貸出、利用指導又は操作、利用者へのサービス提供、施設の利用促進、その他施設の管理運営に必要な業務）
---------	---

## 3 施設の管理体制

管理体制	常勤職員：3人、非常勤職員：2人〔計5人〕  別紙2のとおり
------	--------------------------------------

## 4 施設の利用状況

利用者数（人）	\	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	22年度		766	514	543	554	428	786	519	871	906	656	731	864
21年度		489	320	495	650	507	642	627	864	602	515	612	906	7,229
増減		277	194	48	-96	-79	144	-108	7	304	141	119	-42	909

  

利用料金収入（千円）	\	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	22年度		43	38	40	42	33	47	33	57	55	51	83	57
21年度		43	36	50	62	49	47	55	68	55	62	80	75	682
増減		0	2	-10	-20	-16	0	-22	-11	0	-11	3	-18	-103

5 収支の状況

区 分		22年度	21年度	増 減	
収入	事業収入	利用料金収入	533,540	644,480	-110,940
		減免交付金	1,376,610	1,115,240	261,370
		県からの委託料	6,286,000	6,286,000	0
		小 計	8,196,150	8,045,720	150,430
	事業外収入	雑収入	363,257	316,144	47,113
		受取利息	196	370	-174
小 計		363,453	316,514	46,939	
	計	8,559,603	8,362,234	197,369	
支出	人件費	3,844,542	3,557,698	286,844	
	管理運営費	2,780,084	2,513,896	266,188	
	事業費	0	0	0	
	計	6,624,626	6,071,594	553,032	
収 支 差 額		1,934,977	2,290,640		

6 サービスの向上に向けた取組み

区 分	取 組 み 内 容
目標値の設定	利用促進に資するため、利用者数等の目標値設定を行い、その実現に向けて取り組んだ。
ハード、ソフト面の改善	「体育館内半面仕切りネット」を設置し、半面使用によるさらなる効率的な使用を行うことができるようになった。「防鳥ネット（体育館非常口扉）」の施設整備が行われ、夏場でも扉を開けておくことができるようになるなど、環境の改善がなされた。
情報発信、広報	障害者体育センターホームページ( <a href="http://www.hal.ne.jp/syou-tai">http://www.hal.ne.jp/syou-tai</a> )で、利用手続き、利用料金、予約状況、その他イベント情報などの情報発信を行った。 携帯電話からも利用状況（予約状況）が確認できるようにし、利便性を図った。 またセンター内掲示版等にて、県内の障がい者スポーツイベント等のチラシ、関連ポスターによる情報提供を積極的に行った。
スポーツ教室、スポーツイベントの企画、実施	スポーツ教室については、「ツインバスケットボール教室」を昨年度に引き続き、月1回土曜日2時間（今年度計10回、参加人数113名）を企画、実施した。またその他、車いすテニス講習、体験会、車いすハンドボール講習、体験会」等の各種講習を行った。

7 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者との「意見交換会」実施。</li> <li>・施設内に設置する意見箱。</li> <li>・施設窓口での意見受付。</li> <li>・県への「県民の声」による意見受付。</li> </ul>
------------	---

利用者からの苦情・要望	対 応 状 況
開館時間の時間延長を検討してほしい。 例えば、春から秋の期間など。	検討を実施。
暗幕を下から操作できるようにしてほしい。	県へ改善要望。

利用者からの積極的な評価
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロビーに設置されたエアコンはありがたい。</li> <li>・管理員の対応は、よいと思う。</li> </ul>

8 指定管理者による自己点検

<p>〔成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度より行っている「ツインバスケットボール教室」（鳥取県車イスバスケットボール協会協力）に加え、「アーチェリー教室」（鳥取県アーチェリー協会・鳥取県障害者アーチェリー協会協力）を平成20年度より11月～3月の間、行っている。この教室は「共生」の一環として健全者・障がい者合同の教室である。</li> <li>・養護学校や近隣小学校へ出向いて、障がい者スポーツ（車イスバスケット）や障がい者スポレクを絡め、障がい者の方にも協力していただき、講演会や交流会を企画実施している。障がい者スポーツの情報発信源として、要請地へ出向くことも障がい者スポーツ施設の役割とした上でのものであり、特に移動が困難な養護学校関係からは喜ばれている。</li> <li>・鳥取県障がい者スポーツ協会と連携して、障がい児（者）スポーツ相談室を設置し、県東部圏域の特に一般小中学校の支援学級の生徒、保護者を対象に面談などを行い、課外活動に繋げられるよう努めている。また、東部障がい者スポーツ教室を週1回定置し、特に近隣施設利用者を対象に実施している。</li> </ul>
<p>〔現在、苦慮している事項〕〔今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者との意見交換会において声のあった、体育館内空調設備や障がい者用駐車スペースと器具庫の拡大要求については、障がい者体育センターでは必要な設備であり要求などを行いたいと思う。</li> <li>・鳥取県障がい者スポーツ協会の圏域障がい者スポーツコーディネーター事業において、広域の障がい者や障害者スポーツ指導員に、体育センターを共に有効に活用していただくよう考えたいと思う。</li> </ul>

9 施設所管課による業務点検

項目	評価	点検結果
<p>〔施設設備の維持管理・緊急時の対応等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設設備の保守管理・修繕</li> <li>○施設の保安警備、清掃等</li> <li>○事故の防止措置、緊急時の対応</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業者とともに特に問題なく設備の管理が行われている。</li> <li>・基幹施設（厚和寮）等周辺の福祉施設との連携により適切な対応がなされている。</li> </ul>
<p>〔施設の利用の許可、利用料の徴収等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○利用の許可</li> <li>○適正管理に必要な利用者への措置命令</li> <li>○利用料金の徴収、減免</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に問題なく、適正に処理が行われた。</li> </ul>
<p>〔その他管理施設の管理に必要な業務〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○利用受付・案内</li> <li>○附属設備・備品の貸出し</li> <li>○利用指導・操作</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用の受付、案内に対する苦情もなく、適正に施設の管理が行われているものとする。</li> </ul>
<p>〔利用者サービス〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○開館時間、休館日、利用料金等</li> <li>○利用者へのサービス提供・向上策</li> <li>○施設の利用促進</li> <li>○個人情報保護、情報公開</li> <li>○利用者意見の把握・対応</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見交換を行うなど、利用者の意見を積極的に取り入れるよう努力している。</li> <li>・積極的に開館時間の検討を行い、適正な利用時間を模索している。</li> <li>・サービス向上のため、各種施策を講じている。</li> <li>・しらはまグラウンドの利用促進の必要あり。</li> </ul>
〔 〕		
〔収入支出の状況〕	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用料金が減少したが、利用者数も増え、全体として収入は増加した。また、支出については人件費が増加し、収支全体としては収支差額が減少したが、適正に執行されていたものとする。</li> </ul>
〔職員の配置〕	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業務仕様書に定める配置人員を満たしており、施設の管理運営に支障のない配置であるとする。</li> </ul>
〔 〕		
総括	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概ね協定書の内容どおり実施されており、適切な管理が行われているが、今後も障がい者をはじめとする利用者の意見等を積極的に把握し、一層のサービス向上と利用促進を図ることが必要とする。</li> </ul>

- 《評価指標》 A：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。  
 B：おおむね協定書の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。  
 C：一部、改善・工夫を要する事項が見られたが、改善済み又は改善される見込みである。  
 D：協定書の内容に対し、不適切な事項が認められ、大いに改善を要する。

## 鳥取県立障害者体育センターの利用料金

## 1 利用料金

## (1) 施設利用料

区 分			単 位	金 額
専用利用	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しないとき	全面1時間につき	700円
			2分の1面1時間につき	300円
			3分の1面1時間につき	200円
		入場料等を徴収するとき	全面1時間につき	1,400円
営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき	全面1時間につき	24,500円	
	入場料等を徴収するとき	全面1時間につき	35,000円	
一般利用	一般、大学生又は専門学校の学生		1人1回につき	70円

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

## (2) 照明利用料

分電系統	種 別	金額（1時間につき）
1	水銀燈	40円
2又は3	水銀燈	60円
4又は5	水銀燈	40円
8又は9	白熱燈	40円
全館点灯	水銀燈及び白熱燈	320円
2分の1点灯	水銀燈及び白熱燈	160円

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

## (3) 用具利用料

区 分	単 位	金 額
バスケットボール用具（ボール及びバスケット台）	1組1回につき	150円
バレーボール用具（支柱、ネット及びボール）	1組1回につき	200円
バドミントン用具（支柱、ネット及びラケット）	1組1回につき	50円
卓球用具（ネット、卓球台及びラケット）	1組1回につき	100円
テニス用具（支柱、ネット及びラケット）	1組1回につき	100円

## (4) ロッカー等利用料

区 分	単 位	金 額
ロッカー	1ブロック1月につき	200円

備考

- 1 利用期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
- 2 ロッカー内に保管できない大型物品については、ロッカー室の室内に保管することとし、1月の利用料は、当該物品の占有面積をロッカー1ブロックの面積（0.18平方メートル）で除して得た数（当該数に1未満の端数があるときは、これを切り上げる。）に200円を乗じて得た額とする。この場合において、利用期間に1月未満の端数があるときは、1月として算定する。

平成22年度障害者体育センター管理運営組織図

太字枠…同一法人内

